

令和6年3月31日

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員や妊娠中の妻をもつ男性職員に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付金等制度や社内規定の周知を行い、制度等についての情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年度 制度に関するパンフレットの作成
- 令和6年度～ 男性職員女性職員ともに育児休業の取得を推進し、妊娠出産等による離職を0にする。

目標2：時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年度 各事業所の時間外労働内容の検証と問題点の検討
- 令和7年1月 事業所ごとのノー残業デーの日程の設定
- 令和7年度 ノー残業デーの実施

目標3：有給休暇を年間20日付与される職員の取得日数を、1人当たり10日以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 勤務管理システムの活用、活用できる福利厚生事業の整理
- 令和6年度 年次有給休暇取得のアナウンスを行いながら、取得状況を確認
福利厚生事業を職員へ周知する
- 令和7年度 事業所ごとにシフトへ年次有給休暇取得の計画的な取得を落とし込む
- 令和8年度 年次有給休暇の計画的取得の実施